現　場　説　明　書

工事名：　　長岡第三小学校校舎等建設工事

工事場所：　　長岡京市今里４丁目　地内

本工事は週休２日促進工事の試行工事です。

本現場説明をもって、現場説明に代える。
（現場説明会は実施しません。）

令和８年１０月
長岡京市　教育部　教育施設課

目　次

Ⅰ　一般事項 1
　1　位置及び周囲の状況等 1
　2　施工に係る条件 1
　3　積算に係る条件 4
　4　参考数量書について 5
　5　工事費内訳書の作成及び提出について 5
　6　その他一般事項 5
　7　質疑事項 8
Ⅱ　特記事項 8
　●1　建設副産物の取扱い 8
　●2　産業廃棄物運搬車両の表示等 10
　●3　産業廃棄物税について 10
　○4　建設発生土の搬出について 10
　●5　建設発生土等の受入れについて 12
　●6　運搬管理表の提出 12
　●7　過積載による違法運行の防止について 13
　○8　特別管理産業廃棄物管理責任者について 13
　●9　石綿事前調査結果の報告について 13
　○10　フロン排出抑制法の遵守について 13
　●11　環境等の保全 14
　●12　排出ガス対策型建設機械 14
　●13　特定特殊自動車の燃料 15
　●14　低騒音型・超低騒音型建設機械 15
　○15　再生コンクリート砂を利用する場合の環境対策 15
　●16　化学物質を発散する建築材料等の使用制限 15
　●17　化学物質の室内濃度測定に係る特記事項 16
　●18　枠組足場の設置工法等について 16
　●19　週休２日促進工事の試行について 16
　●20　完成図書等の電子納品について 17
　●21　市内・府内産木材の積極的利用について 17

注　●印は本工事に適用する。

Ⅰ　一般事項

１　位置及び周囲の状況等

(1) 位置

工事対象は長岡第三小学校敷地内のグラウンド西側であり、周囲（特に北側・東側）は住宅が近接している。

接道は西側道路(市道 0102 号)、南側道路(里道)があり、通勤及び長岡第二中学校生徒の通学路となっているため一日を通して人通りも多い。

工事に当たっては、交通渋滞・騒音・粉塵・振動・汚染排水等により、近隣住民に迷惑のかからないよう十分配慮すること。

(2) 現在の状況

当該敷地は、現在使用している学校施設であり、小学校利用の他、放課後児童クラブ、社会体育や災害時の避難所として活用されている。先行して令和 8 年 3 月にプールを解体している。

現在、敷地内において他の関連工事は行っていない。

(3) 工事の概要

工事内容は、校舎建設(RC 造 3 階建て　延床面積 5,691 ㎡)、その他付属施設の撤去・新設、これらに伴う電気・機械設備工事である。

本工事は、長岡第三小学校において、校舎、体育館ほか敷地内の放課後児童クラブ以外の施設、外構の再整備を行う事業の一部であり、既存校舎で通常運営しながらグラウンド西側に新校舎を建設する。

工期については、令和 10 年 8 月 31 日までとする。まず、着手前に工事説明会を学校関係者及び地域関係者に行う。

また、設計図の仮設計画を参考に学校関係者、監理者等と事前によく協議を行い、学校運営に支障がないように努めること。

２　施工に係る条件

(1) 安全・災害防止対策等

ア　工事用車両（関係車両全て）の進入・退出は施設管理者との協議による経路を原則とし、ステッカー貼付等により工事関係車両であることを明らかにすること。

イ　工事車両等の進入・退出・停車等に当たっては十分な注意を払い、通行者等の安全を第一に図ること。

ウ　資材の搬入・搬出時には必ずシート等にてカバーし、土砂・木片等が飛散しないよう注意するとともに、タイヤ等に付着した土砂によって道路汚損等のないように注意すること。

エ　道路等を汚損した場合は速やかに清掃等の復旧を行うこととし、工事期間中の進入・退出路に係る維持管理（舗装・構造物等の保護養生及び補修等）は受注者で行うこと。

オ　工事場外においても駐車違反・速度制限・積載制限等交通法規を遵守し、事故防止に万全を期すこと。

カ　協力業者及び資材納入業者等にも指導を徹底すること。

キ　工事により周囲の建物や工作物に汚損等が生じた場合は、受注者の責任で誠意を持って解決

に努めること。

ク　工事用車両（関係車両全て）について、不正改造車の使用を排除すること。

ケ　本工事は近隣環境への影響に配慮するため、必要に応じて現場敷地内に騒音（振動）計を設置し、施工時の騒音状況を確認すること。設置位置、測定方法及び記録方法については、監理者等と協議のうえ決定するものとし、測定結果については必要に応じて監理者等に報告すること。

コ　受注者は、工事期間中に作業内容及び工程を周知するため、工事工程表を作成し、公衆の見やすい場所に掲示すること。なお、工程に変更が生じた場合は速やかに掲示内容を更新すること。

サ　当該工事は、学校敷地内での工事であるため、特に安全面に注意を払い、学校関係者・児童、保護者等の安全を第一に図ること。また、グラウンド・体育館等も一般開放（放課後、土日祝、長期休暇等）をしているので注意すること。

(2) 施工計画等

ア　工事説明

工事着手前には施工計画書を作成し、監理者等及び施設管理者、近隣に向けて工事説明を行うこと。

また、説明書等の内容を遵守し工事期間中施設利用者等とトラブルが発生しないよう努めること。

万一トラブルが発生した場合は誠意をもって解決に努めること。

イ　仮設工事

設計図書等をもとに仮設計画を行い、確実な仮設工事を行うこと。

飯場の建設及び建物内での宿泊は禁止する。

工事範囲内において工事用進入路確保のため行う鉄板敷き等の必要な措置は、 受注者で行うこと。仮囲い等については、設計図書等をもとに確実に行うこととするが工事途上で屋外工事等のために仮囲い等の移設や一時撤去復旧が必要となった場合は、関連工事と十分な調整を行うこととし、必要に応じて可動フェンス(H=1.8m)等により工事範囲の明示と安全の確保を行うこと。

ウ　工事名称等の表示

工事名称等の表示は関連工事の受注者と協議の上、監理者等の指示する場所に掲示のこと。

(3) 工事場内外の管理

工事場内の資材の保管等については受注者において十分な管理を行うこととし、各工種・工程における廃材・ゴミ等についても、行為者を問わず受注者の責任において遅滞なく処理すること。工事排水についても管理を徹底し、周辺排水路等に土砂等を流した場合は速やかに清掃を行うこと。

(4) 休日及び作業時間

● 本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休２日を確保できるよう工事を実施する、週休２日促進対象工事である。詳細は、長岡京市営繕工事における週休２日促進工事試行要領を参照とすること。

● 行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日（以下一か

ら三）に工事の施工を行わない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監理者等の承諾を受けた場合はこの限りでない。

一　日曜日及び土曜日

二　国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

三　12 月 29 日から翌年の１月３日までの日（前号に掲げる日を除く。）

● 作業時間　平日一般　　：午前８時 30 分～午後５時 30 分

騒音を伴う場合　　：午前９時 00 分～午後５時 00 分

を原則とし、事前に施設管理者・監理者等と調整すること。ただし、学校運営に支障をきたす場合は協議のうえ、休日作業可とする。

長期休暇期間についても教職員は職員室で業務を行い、放課後児童クラブは運営をしている。敷地内は学校関係者が毎日（土日祝含む）利用しているため、十分に注意すること。

なお、令和 8 年度の長期休暇期間は以下のとおり。（それ以降は未定）

冬休み：令和 8 年 12 月 25 日（金）～令和 9 年 1 月 7 日（木）

春休み：令和 9 年 3 月 25 日（木）～未定

(5) 完成後の管理

校舎については、完成後の引越しが令和 10 年度の夏休み～２学期にかけて予定されていることから、7 月末までに仮使用検査を受検し、建物部分は部分引受後、夏休み中に引越しができるよう協力すること。外構を含めた工事完成（完成検査合格時）は<u>工期内</u>とし、２学期開始（8 月下旬）に間に合うよう努めること。完成から鍵渡しまでの管理については、本工事受注者の責任で行うこと。

本事業は国による補助金を受けているため、発注者の指定する年度末に出来高検査を受検することとする。また、補助金に関連する工事については、発注者の指示する着手届等の書類の作成、提出を速やかに行うこととする。なお、利用開始直前には、室内の清掃及び機器の点検等を行い鍵渡し時は立ち会うこと。

(6) 関連工事との協力

別途発注工事：厨房器具、ネットワーク関係、電話、備品（家具含む）等が発注される予定。（引越し前）

~~円滑な工事の進捗と安全管理を図るため、関連工事の受注者と協力して工事安全協力会を組織すること。同協力会で要する経費については各社応分の負担を行うこと。~~

関連工事の実施時期については、監督職員と十分調整を行い、監督職員による部分完了に伴う施工確認を行った後、引越しまでに全ての作業が完了するよう配慮すること。

<u>厨房備品工事は、下記の特記事項に留意すること。</u>

・開口、側溝及び各設備（給排水設備、電気、ガス、フード）等位置は厨房業者（別途工事）の要望を反映し、機器との干渉をしないように施工すること。

また厨房業者（別途工事）と施工図を共有し、変更、不都合等がある際は、その都度、協議すること。

・厨房業者（別途工事）の機器搬入について、工期、経路等、十分に協議し、円滑に作業が行え

るように配慮すること。

・機器との２次側設備接続工事は機器設置後、本工事で施工すること。

※工事区分表を参照

・機器試運転後、２次側設備の不具合があった場合は、速やかに対応すること。

・その他、協議、連絡事項がある際は、厨房業者（別途工事）と連携をとること。

(7) 随時検査

本工事は、検査指導課が実施する施工体制等の随時検査の対象となる場合があり、対象となった場合は、随時検査に協力すること。

(8) 交通誘導員の配置

総計　　1,510 名（交通誘導警備員Ｂ　1,510 名）

・大型車の出入りが多い日　　交通誘導警備員Ｂ　　１名増員／日

※必要に応じ現場周辺要所に配置

・配置時間は作業開始前後の準備・移動時間を含むものとし、昼の休憩時間も適宜配置のこと。

(9) 通行規制等

本工事地西側の進入路は、長岡京市道であるため、進入・退出に当たっては道路管理者及び警察等と十分協議を行い、養生・補修・安全対策等、必要な措置については受注者で行うこと。長岡第三小学校及び長岡第二中学校の通学時間（7 時 30 分～8 時 30 分）へ配慮し、工事車両の出入りを調整すること。

(10) 敷地内通路の通行確保

本工事地内の通路は工事期間中も確保する必要があるため、各通路の通行と安全の確保を行うこと。

(11) 営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）

本工事は営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）（平成 29 年 12 月）によるものとする。

(12) ~~災害応急対策又は災害復旧に関する工事~~

~~本工事は、工事請負契約書第 29 条第４項ただし書の規定の対象となる「災害応急対策又は災害復旧に関する工事」である。~~

(13) 工事工程について

騒音・振動が発生する時期は、学校行事を外して利用制限を最小限にできるよう検討を行うこと。施工が困難な場合は、施設管理者及び監理者等と協議すること。

３　積算に係る条件

(1) 積算上の工期設定について

本工事の共通費の積算は、公共建築工事共通費積算基準を適用しており、積算に係る標準工期は２０箇月とする。(契約工期にはよらない)

標準工期は入札参加業者各位が積算業務を行う上での参考として示すもので設計条件には該当しない。

(2) 積算基準の適用について

本工事の積算に当たっては、以下の基準を適用している。

ア　共通費

公共建築工事共通費積算基準（令和８年改定）

なお、本工事の共通仮設費率、現場管理費率は以下の率を採用している。

・建築工事（とりこわし工事以外）●新営建築工事　○改修建築工事

・とりこわし工事　●新営建築工事

・電気設備工事　●新営電気設備工事　○改修電気設備工事

・機械設備工事　●新営機械設備工事　●改修機械設備工事

・昇降機設備工事　●昇降機設備工事

イ　標準単価

公共建築工事標準単価積算基準（令和７年版）

(3) 積算に用いる単価及び価格の考え方について

国土交通省が定める公共建築工事標準単価積算基準第１編 総則 ２単価及び価格の算定のとおりである。

（参照：https://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_touitukijyun_s_hyoujyun_bugakari.htm）

(4) 週休２日促進工事における労務費の補正

詳細は、長岡京市営繕工事における週休２日促進工事試行要領を参照すること。

４　参考数量書について

別添の参考数量書は、入札参加業者各位が積算業務を行う上での参考として公開するもので、設計条件となる設計図書には該当しないので、参考として利用すること。

５　工事費内訳書の作成及び提出について

工事費内訳書作成及び提出に当たっては、次の点に注意すること。

(1) 工事費内訳書の様式は「任意」としているが、「参考数量書」の項目に一致させて「科目別内訳」の項目まで作成し、入札時に提出すること。

(2) 材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費、建退共掛金を記載すること。

(3) 入札書に記載する金額は、工事費内訳書合計金額（消費税抜き）に一致させて作成すること。

６　その他一般事項

(1) 下請負契約等について

受注者は、元請負人と下請負人の関係の適正化及び本市工事等に係る建設労働者の労働環境の確保を図ること。受注者は、やむを得ない場合を除き、京都府内に本店を有する者から下請負人を選定するよう努めるものとする。

なお、府内企業の施工率に応じて成績評定の加点評価の対象とするため、工事完成後、「府内企業施工率算出表」（様式－27※1）を監督職員に提出すること。

受注者は、下請契約を締結する場合、施工体系図を作成し、当該工事現場の工事関係者及び公

衆が見やすい場所に掲げること。また、建設業法に基づき、金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、全ての下請け契約ごとに下請け契約書及び長岡京市暴力団排除条例（平成 24 年 12 月 21 日施行）第 10 条第 5 項による誓約書の写しを添付すること。

※１　各様式は、長岡京市ホームページに掲載する「営繕工事関係提出様式一覧」及び「営繕工事関係様式集」による。

(2) 市内・府内資材の調達について

受注者は、地域経済の活性を図るため、市内・府内事業者からの建設資材や物品等の優先調達を図ること。

注　市内・府内事業者からの建設資材や物品等の調達は、市内・府内の工場等で製造・加工されたもの又は、市内・府内に本店、支店等がある事業者から調達したものをいう。

(3) 技能士の適用について

受注者は各種工事の職種を問わず、積極的に「技能士」適用に努めること。

(4) 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況について

受注者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目又は地域社会への貢献や児童への工事見学会やイベントの開催等の評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式（様式－３０※1）により提出することができる。

※１　様式は、長岡京市ホームページに掲載する「営繕工事関係提出様式一覧」及び「営繕関係様式集」による。

(5) 保険の付保及び事故の補償について

ア　保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

イ　補償

受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

ウ　法定外の労災保険の付保

労災補償に必要な法定外の保険契約（工事請負契約書第 50 条関係）について、受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律 35 号）に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）に付すること。

エ　火災保険等（工事請負契約書第 50 条関係）

建築工事は建設工事保険、設備工事は組立保険、改修工事はリフォーム保険等に付すること。保険証を提示し、その写しを提出すること。第３項によるその他の保険に付した場合も同様とする。

保険の対象は基礎工事を含み、請負契約の対象となっている工事全体とし、保険期間は工事対象物完成引渡しまでとする。

ただし、年間を通じて請け負った工事の全てを対象とする上記保険同等の保険に加入してい

る場合は、本工事が付保されていることを証明する保険会社等の発行する証明書を提出すること。

オ　建設業退職金共済制度の履行

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後１箇月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則 40 日以内）に、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。また、現場事務所及び工事現場の出入口等の見やすい場所に標識「建設業退職金共済組合制度適用事業主工事現場」を掲示するとともに、工事完成時に「建退共運営実績報告書」を提出しなければならない。

(1) 受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を添付すること。

(2) 受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を併せて購入し現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び添付を促進すべきこと。

(3) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者　においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

(6) 工事実績情報の登録について

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上（税込）の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。ただし、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提示しなければならない。

なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更登録を省略できる。

(7)　不当要求等の報告及び排除

受注者は、工事の施工に当たり、暴力団等からの不当要求又は工事妨害等を受けた場合は、速やかに所轄の警察署に届け出るとともに監督職員に報告すること。

受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して、不当要求又は工事妨害等の排除対策を講じること。

受注者は、長岡京市暴力団排除条例による誓約書の写しを添付し、監督職員に提出すること。

(8)　調査・試験等に対する協力

ア　受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。

イ　受注者は、工事期間中の埋蔵文化財包蔵地における掘削等の立会い等、関係機関からの依頼に協力しなければならない。

ウ　受注者は、意図伝達業務受注者及び工事監理業務受注者の求めにより部分払いのための出来高確認が必要な場合には、当該工事における出来高確認に必要な出来高内訳書作成等の協力をすること。

(9) 建設現場における熱中症対策の強化

「WBGT28 度以上又は気温 31 度以上の環境下で連続 1 時間以上又は 1 日 4 時間を超えて実施」が見込まれる作業を行う場合、労働安全衛生規則に基づき、以下の対応を交通誘導等を行う警備業従事者も含め実施すること。また、実施内容を施工計画書に記載のうえ、事前に監督職員へ提出すること。

ア　「熱中症の自覚症状がある作業者」や「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業者への周知。

イ　熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速にかつ的確な判断が可能となるよう以下の内容の作成及び関係作業者への周知

(ｱ)　事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等の連絡体制

(ｲ)　作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順

なお、周知の対象は本工事現場全体とし、実施にあたっては、以下の資料を参考にすることとする。

京都府 HP リンク：
https://www.pref.kyoto.jp/shido-gijyutsu/documents/nettyuusyoyoboutaisaku.pdf

7　質疑事項

(1) 質疑書の提出は入札公告文による。

※質疑がない場合は、提出不要。

(2) 質疑書の回答の扱いその他

ア　質疑書の回答は、設計図書の一部として、入札条件になる。

イ　質疑書の回答の内容について、全て承知したものとして入札を行う。

(3) 入札手続や契約手続等、事務的な事項に関する質問については、

長岡京市　総合政策部　契約課　　にて随時回答する。

Ⅱ　特記事項

●1　建設副産物の取扱い

(1) 建設リサイクル法に基づく届出等

ア　受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）第 10 条の対

象となる工事の場合、同法第 13 条に基づき、工事請負契約時に書面にて必要事項を記載すること。

イ　上記の対象となる工事の場合、同法第 11 条に基づき、通知書に必要事項を記載の上、発注者あて提出すること。

(2) 再生資源利用計画

受注者は、土砂、砕石、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(3) 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(4) 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。

(5) 再生資源利用［促進］計画・実施書

再生資源利用計画、再生資源利用促進計画及びその実施状況を記載する様式については、国土交通省ホームページ

（ http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm）に掲載の再生資源利用[促進]計画様式（建設リサイクル報告様式兼用）（EXCEL 形式）を使用し、自社で工事完成後５年間保管すること。

提出は、紙１部及び上記ホームページに掲載の様式を用いて作成した電子データとする。ただし、建設副産物情報交換システムを利用の場合は、紙１部を提出すること。

(6) 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

(7) 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(8) 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、上記「(4) 再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と上記「(5) 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

(9) 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

~~(10) 指定副産物の処分地（再生資源化施設等）~~

~~次の受入施設は、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。~~

~~指定副産物~~	~~会　社　名~~	~~住　　所~~	~~備　　考~~

●２　産業廃棄物運搬車両の表示等

工事現場から産業廃棄物を運搬する車両（自己運搬を含む）には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）」施行令第６条第１項第１号に従い車両側面への表示及び書面の備付けを行うこと。

●３　産業廃棄物税について

平成 17 年４月１日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）」は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。また、中間処分施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。

なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいる。

●４　建設発生土の搬出について

【指定地処分（城陽山砂利採取地整備公社への処分の場合）】

(1) 建設発生土については、城陽山砂利採取地整備公社へ運搬すること。

(2) 前項に関しての受入条件は、以下のとおりとする。これにより難い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとする。

ア　受入不適なもの

工作物の除去等に伴って生じたアスファルト片、コンクリート塊、その他これに類する不要物等の産業廃棄物に類する物。

イ　受入期間

・受入日は、月曜日から土曜日とする。

・日曜日、祝日及び公社が受入れできない特別の場合（年末、年始（12/29～1/5）、夏期休日（8/15・8/16）、台風等）は、休業日とする。

・受入時間は、原則として午前８時３０分から午後５時までとする。

ウ　土壌分析調査等について

事前に公社指定の土壌分析調査に適合する必要がある。

(3) 搬路の補修及び建設発生土受入れ地に付帯施設等が必要となった場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものする。

(4) 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）

京都府全域に宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に基づく規制区域が指定されているため、許可の対象となる盛土等を行う場合は、必要な手続きを行うこと。

盛土規制法に関するホームページ　https://www.pref.kyoto.jp/morido/index.html

【指定地処分（民間工事（土砂条例等の許可を受けたもの）の場合）】

~~(1) 建設発生土については、○○○○○へ運搬すること。~~

(2) 前項に関しての受入条件は、以下のとおりとする。

これにより難い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとする。

ア　受入不適なもの

（例）粘性土、３０ｃｍ以上の岩、ガレキの類、土砂以外の廃棄物。

イ　受入期間

（例）午前７時～午後７時まで

ただし、毎月の第１、第３日曜日、正月等の休日は受け入れを中止する。なお、本工事の夜間作業の建設発生土及び場所打杭建設発生土は、○○○予定地の○○○地先に一次仮置の上建設発生土受入地に運搬すること。

ウ　土壌調査結果等の提出

＜発注者が土壌調査を行っている場合＞

京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「土砂条例」という。）による許可を受けており（受ける予定であり）、残土の受入には土砂条例施行規則第７条に規定する以下の書類が必要となるが、本工事においては土壌調査を実施済みであり、監督職員から受領すること。

・土砂発生元証明書（第３号様式）（第７条第３項第６号）

・土砂等の発生から処分までの処理工程図（第７条第３項第７号）

・土砂等の発生場所に係る位置を示す図面、現況図及び求積図（第７条第３項第11号）

・予定容量計算書（第７条３項１２条）

・土壌調査資料採取地点の位置を示す図面及び現場写真（第７条第３項第13号）

・土壌調査資料採取報告書（第４号様式）（第７条第３項第 13 号）
・土壌分析結果証明書（写し）（第７条第３項第 13 号）

＜受注者に土壌調査を実施させる場合＞

京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「土砂条例」という。）による許可を受けており（受ける予定であり）、残土の受入には土砂条例施行規則に規定する以下の書類が必要となる。受注者は土砂条例施行規則第７条第３項第１３号及び第４項に規定する土壌調査を実施し、これらの書類を作成すること。

・土壌調査資料採取地点の位置を示す図面及び現場写真（第７条第３項第 13 号）
・土壌調査資料採取報告書（第４号様式）（第７条第３項第 13 号）
・土壌分析結果証明書（写し）（第７条第３項第 13 号）

残土の受入に必要な以下の資料は、監督職員から受領すること。

・土砂発生元証明書(第３号様式)（第７条第３項第６号）
・土砂等の発生から処分までの処理工程図（第７条第３項第７号）
・土砂等の発生場所に係る位置を示す図面、現況図及び求積図（第７条第３項第 11 号）
・予定容量計算書（第７条３項 12 条）

(3) 搬路の補修及び建設発生土受入れ地に付帯施設等が必要となった場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものする。

(4) 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）

京都府全域に宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に基づく規制区域が指定されているため、許可の対象となる盛土等を行う場合は、必要な手続きを行うこと。

盛土規制法に関するホームページ　https://www.pref.kyoto.jp/morido/index.html

●５　建設発生土等の受入れについて

建設発生土等を受け入れる場合(購入土を含む)は、土砂条例に基づき、以下の内容を確認する等、土砂を搬出する場合の取扱いに準じて土砂の安全性を確認すること。

(1) 汚染要因に関する調査票を搬出先に求める。

(2) 汚染要因が認められる場合には、搬出先に土砂条例施行規則第７条第３項第１３号及び第４項に規定する土壌調査を依頼し、これらの書類を受理すること。

・土壌調査資料採取地点の位置を示す図面及び現場写真（第７条第３項第 13 号）
・土壌調査資料採取報告書（第４号様式）（第７条第３項第 13 号）
・土壌分析結果証明書（写し）（第７条第３項第 13 号）

なお、土壌調査費については、設計変更で対応することとする。

残土の受入に必要な以下の資料は、監督職員から受領すること。

・土砂発生元証明書(第３号様式)（第７条第３項第６号）
・土砂等の発生から処分までの処理工程図（第７条第３項第７号）
・土砂等の発生場所に係る位置を示す図面、現況図及び求積図（第７条第３項第 11 号）
・予定容量計算書（第７条３項 12 条）

●６　運搬管理表の提出

受注者は、建設副産物（建設発生土、産業廃棄物等）の運搬にあたっては、出荷伝票、運搬伝票、

計量伝票名等を整理・保管し、ダンプトラック等１台毎の積載量等を記入した運搬管理表を作成し、報告すること。

●７　過積載による違法運行の防止について

積載重量制限を超えて工事用資機材及び土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

○８　特別管理産業廃棄物管理責任者について

アスベスト除去など特別管理産業廃棄物を生じる工事において排出事業者（元請負業者）は工事現場ごとに「特別管理産業廃棄物管理責任者」（以下「特管物管理責任者」という。）を設置すること（廃掃法第 12 条の２第８項）。特管物管理責任者の資格者を選任できない場合は、当該工事担当者が工事着手までに特管物管理責任者に関する講習会を受講するか、下請業者等の従業員の中の同講習会修了者を特管物管理責任者として選任すること。

その際、産業廃棄物の処分責任は排出事業者（元請業者）にあるという処分責任の所在を明確にするため、下請業者との契約書の中に次の内容を盛り込み、契約書の写しを提出すること。

- 元請業者と下請業者との間で「特別管理産業廃棄物管理責任者」が従事する業務内容について明確かつ詳細に取り決めたもの。
- 元請業者と下請業者との間で廃掃法に定める排出事業者に係る責任が元請業者に帰することが明確にされていること。
- また上記業務内容について元請業者が適正な廃棄物処理に支障を来すと認める場合は、「特別管理産業廃棄物管理責任者」を変更できること。

また、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置について事前に設置報告書を提出すること。

なお、京都市内においては同管理責任者の設置について別途、京都市あて設置報告書を提出する必要がある。

※特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会を受講する場合

問合せ先　：　公益社団法人 京都府産業資源循環協会　℡075－694-3402

●９　石綿事前調査結果の報告について

建築物や工作物の解体等の作業を行うときは、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則等関係法令に基づき適切に石綿含有の事前調査を実施し、監督職員に報告すること。建築物*（及び工作物）*の事前調査は必要な知識を有する者に実施させること。

また、一定規模以上の建築物又は工作物の解体工事では、労働基準監督署及び京都府（京都市域の場合は京都市）に事前調査結果の報告を行うこと。

なお、報告は原則として石綿事前調査結果報告システムから電子申請で行うこと。

【石綿事前調査結果報告システム】 https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/

○10　フロン排出抑制法の遵守について

建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する建設工事において、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）で定める第一種特定製品の設置の有無について確

認を行い、発注者へ書面を交付して説明すること。また、交付した書面の写しを交付した日から３年間保存すること。

●11　環境等の保全

(1) 工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。

(2) 原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材※1や建設機械※2等を使用すること。

※１「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法)」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等

※２「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法)」に規定されている「エネルギー消費性能等が優れている貨物自動車」等

(3) 工事内容に応じて、調整池（沈砂池）の設置や、大規模な裸地の出現を防ぐために工事を段階的に実施するなどして、流末における水環境の保全を図ること。

(4) 地域における伝統的行事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

●12　排出ガス対策型建設機械

本工事において、下表に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型のものを使用すること。

当該機械を使用できない場合は、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。

施工現場において使用する建設機械が排出ガス対策型建設機械であることを確認できる写真を撮影し、監督職員に提出すること。

これにより難い場合（受注者の都合による場合を除く）は、監督職員と協議の上、設計変更等の処理を行うものとする。

その他、本工事で使用する建設機械等については、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(オフロード法)」を適用する。

機　　種	備　考
・バックホウ　　・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ　　・発動発電器（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式）　　・ホイールクレーン ・油圧ユニット （基礎工事用機械※の内、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上、260kW以下）を搭載した建設機械に限る

●13　特定特殊自動車の燃料

軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の政策等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択すること。また監督職員から特定特殊自動車の使用した燃料の購入伝票を求められた場合は提示すること。

●14　低騒音型・超低騒音型建設機械

本工事においては、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された建設機械を使用すること。

なお、生活環境を保全する必要がある、学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム等の敷地の周囲(80m)及び地元関係上必要と認められる場合を除き、監督職員の書面による承諾を受けた場合にはこの限りではない。

○15　再生コンクリート砂を利用する場合の環境対策

再生コンクリート砂を使用する場合は、事前に監督職員と協議した上で、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果を提出するものとする。

なお、試験方法は、土壌の汚染に係る環境基準について（平成３年環境庁告示第 46 号）によるものとする。

試料は、使用する再生コンクリート砂として、各工事で１購入先当たり１検体の試験を行う。

なお、六価クロム溶出試験に必要な費用は、受注者が負担するものとする。

●16　化学物質を発散する建築材料等の使用制限

本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。

(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

(2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

(3) 接着剤はフタル酸ジーｎ－ブチル及びフタル酸－２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

(4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

(5) 上記(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

※なお、ホルムアルデヒドを発散しないものとは発散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒド

の発散が極めて少ないものとは発散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用するものとするが、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。

●17　化学物質の室内濃度測定に係る特記事項

特記仕様書による。

●18　枠組足場の設置工法等について

受注者は足場工の施工に当たり、足場は「手すり先行工法等に関するガイドライン」について（厚生労働省　基発１２２６第２号）の「手すり先行工法に関するガイドライン」により「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する足場とし、足場の組立、解体及び変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等の作業に関する基準」の２の（１）手すり据置き方式又は（２）手すり先行専用足場方式に基づき行うこと。

●19　週休２日促進工事の試行について

(1)　本工事は、契約後に受注者からの提案・協議により、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休２日を確保できるよう工事を実施する週休２日促進工事である。

(2)　受注者は、週休２日促進工事を実施する場合は、「長岡京市営繕工事における週休２日促進工事試行要領」に基づき実施すること。

(3)　受注者は、週休２日促進工事を実施する場合は、現場着手日前に工事担当課に対して取り組む旨を申し出ること。

(4)　実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、月単位の週休２日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取組を行うこと。

(5)　月単位又は通期の週休２日の現場閉所を実施したと認められる場合、その達成状況に応じて、各経費の補正係数を乗じて請負代金額を変更するものとする。

(6)　「長岡京市営繕工事における週休２日促進工事試行要領」に従い、週休２日の現場閉所を実施したことが確認できた場合、成績評定において加点対象とする。

(7)　今後の取組の参考とするため、アンケートに協力すること。

●20　完成図書等の電子納品について

(1) 電子納品の対象範囲

本工事完成後、下表の対象範囲の図書等をまとめて、ＣＤ－Ｒにて納品すること。

【電子納品の対象範囲】

項　　目		電子納品対象
写真	完成写真（jpg）	☑
	工事写真（PDF,台帳形式）	☑
図面	完成図（jww,PDF）	☑
	施工図（建築）（jww,PDF）	☑
	施工図（設備）（jww,PDF）	☑
工程表等	実施工程表（PDF）	□
	工事実施状況報告書（月報最終分）（PDF）	□
書類	諸官庁届出書類（PDF）	☑
	「営繕工事提出・提示書類一覧表」で工事情報共有システムの対象としている書類	□
	取扱い説明書（PDF）	☑
		□
		□

※☑の資料について対象とする。

※その他、電子納品する必要のある資料は、上記に適宜追記する

●21　市内・府内産木材の積極的利用について

(1) 市内・府内産木材利用計画書の提出

本工事は長岡京市内及び京都府内産木材の利用を試行的に進める工事であり、受注者は長岡京市内及び京都府内産木材の仮設資材等への利用について、別添「府内産木材利用計画書」を提出することとする。

なお、やむを得ず府内産木材が利用できない場合は、監督職員と協議の上、「市内・府内産木材利用計画書」でその旨提出すること。

(2) 市内・府内産木材の利用用途

受注者は、仮設資材等において市内・府内産木材を利用することとするが、その利用用途については、受注者が自由に選択できるものとする。

(3) 市内・府内産木材の使用量等

１工事あたりの木材使用量については、標準的な注意喚起用の工事用看板(500×1,400 サイズ)１枚に相当する量（0.02m3）以上を必要とする。（市内・府内産木材製の工事看板を利用する場合は最低１枚以上設置すること。）

なお、市内・府内産木材製の資材は今回工事で新規に購入するもののほか、受注者が所有する物に限り転用を認めるものとする。

(4) 工事成績評定等

「市内・府内産木材利用計画書」に従い、現場で利用した資材が市内・府内産木材であることがわかる設置状況写真とともに、京都府産木材認証制度で取扱事業体の認証を受けた事業体が発行する木製資材産地証明書の写しの提出により、市内・府内産木材の利用が確認できた場合、成績評定における創意工夫において加点対象とする。ただし、転用材の場合は加点対象としない。

(5) 参考

・京都府産木材認証で取扱事業体の認証を受けた事業体

京都府 HP 参照　https://www.pref.kyoto.jp/rinmu/14100081.html#mokuji03

３．取扱事業体、緑の事業体の認定等の状況（１）取扱事業体（府内の事業所等が認定対象）

なお、京都府産木材認証制度により発行された「京都府産木材証明書」及び「ウッドマイレージＣＯ２計算書」は、取扱事業体が発行する木製資材産地証明書に代えることができる。

・府内産木材の活用例（仮設資材等）

工事用看板、型枠、仮設柵、丁張り　等

様式

令和　　年　　月　　日

（発注者）　　様

受注者　住所
氏名

市内・府内産木材利用計画書

1　工事名

2　工事場所

3　契約金額

市内・府内産木材の利用計画について、以下のとおり報告します。

1	市内・府内産木材の利用について *※ 右の欄のいずれかに○*	① 利用する　　② 利用しない
2	市内・府内産木材の利用資材について *※ 右の欄の該当する番号等に○をつけ、具体的な資材、数量を記載*	仮設資材　（ 新規 ・ 転用 ）
3	市内・府内産木材を利用できない理由 *※ 1において、② 利用しないとした場合、右の欄にその理由を具体的に記載*	

（記入例）

様式

令和○○年○○月○○日

京都府知事　様

受注者　住所　京都府○○市○○町○○
氏名　(株)○○建設　○○○○

市内・府内産木材利用計画書

1　工事名　　○○川　○○○○工事

2　工事場所　　○○市○○町○○地内

3　契約金額　　○○,○○○,○○○円

市内・府内産木材の利用計画について、以下のとおり報告します。

1	市内・府内産木材の利用について *※ 右の欄のいずれかに○*	① 利用する　② 利用しない
2	市内・府内産木材の利用資材について *※ 右の欄の該当する番号等に○をつけ、具体的な資材、数量を記載*	仮設資材　（新規・転用 ） 木製工事用看板 1100 タイプ　1 枚（0.03m3）
3	市内・府内産木材を利用できない理由 *※ 1 において、② 利用しないとした場合、右の欄にその理由を具体的に記載*	

参考図①

木製工事用看板

（京都府内産スギ間伐材使用）

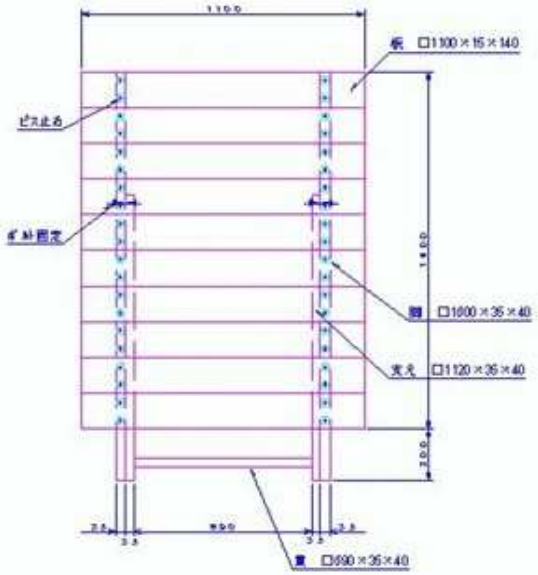
木製工事用看板　1100タイプ

板サイズ ： 1，100×1，400

板	□	1100	×	15	×	140	×	10	=	0.023	
脚	□	1600	×	35	×	40	×	2	=	0.004	
支え	□	1120	×	35	×	40	×	2	=	0.003	
貫	□	690	×	35	×	40	×	1	=	0.001	
計										0.032	m^3







規　格	
材 質	京都内産スギ間伐材
加 工	板、角材はプレーナー加工
金 物	ユニクロメッキ

京都府森林組合連合会

参考図②

木製工事用看板
（京都府内産スギ間伐材使用）

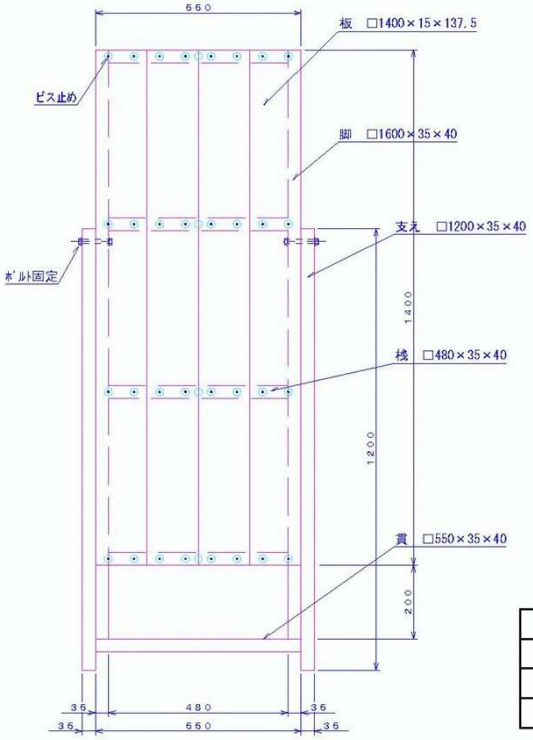
木製工事用看板　550　Aタイプ

板サイズ　：　550×1，400

板	□	1400	×	15	×	137.5	×	4	＝	0.012	
脚	□	1600	×	35	×	40	×	2	＝	0.004	
支え	□	1200	×	35	×	40	×	2	＝	0.003	
桟	□	480	×	35	×	40	×	4	＝	0.003	
貫	□	690	×	35	×	40	×	1	＝	0.001	
計										0.023	m^3







規　格	
材　質	京都内産スギ間伐材
加　工	板、角材はプレーナー加工
金　物	ユニクロメッキ

京都府森林組合連合会